

## 住宅災害共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款の規定によるほか、この規約の規定により、この会の定款第63条（事業の品目等）<b>第1項</b>第2号に掲げる事業を実施するものとします。</p>	<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款の規定によるほか、この規約の規定により、この会の定款第63条（事業の品目等）<b>【挿入】</b>第2号に掲げる事業を実施するものとします。</p>
<p>(共済期間)</p> <p>第4条 共済期間は、共済契約の効力の発生する日（以下「発効日」といいます。）から1年です。ただし、発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を発効日の年応当日が属する月の末日まで延長<b>します</b>。</p> <p><b>【以下略】</b></p>	<p>(共済期間)</p> <p>第4条 共済期間は、共済契約の効力の発生する日（以下「発効日」といいます。）から1年です。ただし、発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を発効日の年応当日が属する月の末日まで延長<b>することができま</b> <b>す</b>。</p> <p><b>【以下略】</b></p>
<p>(重要事項の提示)</p> <p>第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます。）に対し、この規約<b>および細則</b>に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下、「重要事項」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。</p> <p><b>【以下略】</b></p>	<p>(重要事項の提示)</p> <p>第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます。）に対し、この規約<b>【挿入】</b>に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下、「重要事項」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。</p> <p><b>【以下略】</b></p>
<p>(共済契約の更新および更改)</p> <p>第15条 <b>【中略】</b></p> <p>8. 共済契約者は、共済期間の途中で被共済者を変更しないで共済契約の内容を変更する場合については、当該共済契約について解約すると同時に新たな内容で共済契約を締結することができるものとし、<b>第1項、第2項、第4項、第6項および第7項</b>の規定を準用します。</p>	<p>(共済契約の更新および更改)</p> <p>第15条 <b>【中略】</b></p> <p>8. 共済契約者は、共済期間の途中で被共済者を変更しないで共済契約の内容を変更する場合については、当該共済契約について解約すると同時に新たな内容で共済契約を締結することができるものとし、<b>前7項</b>の規定を準用します。</p>

新条文	旧条文
<p>〔以下略〕</p> <p>(住宅災害共済金)</p> <p>第39条 この会は、被共済者の居住している住宅または家財が、共済期間中に火災等によって損害をこうむった場合には、<u>住宅災害共済金として</u>損害の程度（全焼・全壊、半焼・半壊もしくは一部焼・一部壊）に応じた、火災等による住宅災害共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p>2. この会は、被共済者の居住している住宅が、共済期間中に風水害等によって損害をこうむった場合には、<u>住宅災害共済金として</u>損害の程度（全壊・流失、半壊もしくは一部損壊・床上浸水）に応じた、風水害等による住宅災害共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔以下略〕</p> <p>(住宅災害共済金)</p> <p>第39条 この会は、被共済者の居住している住宅または家財が、共済期間中に火災等によって損害をこうむった場合には、<b>〔挿入〕</b>損害の程度（全焼・全壊、半焼・半壊もしくは一部焼・一部壊）に応じた、火災等による住宅災害共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p>2. この会は、被共済者の居住している住宅が、共済期間中に風水害等によって損害をこうむった場合には、<b>〔挿入〕</b>損害の程度（全壊・流失、半壊もしくは一部損壊・床上浸水）に応じた、風水害等による住宅災害共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済金の支払い)</p> <p>第42条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. この会は、当該共済契約について、共済期間 <u>(共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。)</u>中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済金の支払い)</p> <p>第42条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. この会は、当該共済契約について、共済期間 <b>〔挿入〕</b>中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p><u>付則</u></p> <p><u>(2021年（令和3年）2月12日規約一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2021年（令和3年）3月3日）から施行し、2021年（令和3年）9月1日から適用します。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>